

「真理と正義」に基づかない、「お国のために役立つ」教育へ転換させる

憲法違反の教育基本法改正案に反対しよう！

教育現場で、エネルギー政策基本法等に従い、原子力推進教育が強制される
あなたは、放射能なんてこわくないよ」と教えられますか？

今国会で審議中の教育基本法改正案が通れば、戦後の民主教育が闘い取り、培ってきたものが根絶やしにされるおそれがあります。

戦争への反省から生まれた憲法、その理想を実現するための教育基本法（1947年3月31日交付施行）が骨抜きにされ、「真理と正義に基づく国民全体に責任を負った教育」が否定され、「政府の政策に協力し、国家に忠誠を誓う教育」へ転換させられようとしています。原子力や放射線ヒバクの危険性を教える教育は、違法行為と見なされます。

私たちは原子力推進教育に荷担したくありません。原発重大事故を過小評価し、放射線被ばくを正当化し、子どもたちを原子力推進の犠牲者にするような教育はごめんです。教育基本法改悪反対の声を一緒にあげていきましょう。

原子力推進教育さえ義務化、それをやらない教員は「法律違反」者として冷遇されます

2002年度予算から導入された原子力・エネルギー教育支援事業交付金制度は、教育基本法に違反するとして若狭ネットや全国の反原発団体、社民党などが文科省交渉・国会審議などで追及し反対しました。全国的な原子力への不信感などから、2005年度は予算額4億9500万円のうち2億3800万円のみが22府県に交付されるに留まっていますが、改正案が成立すれば、各自治体が原子力・エネルギー教育支援事業交付金の申請をするしないにかわりなく、強制的にカリキュラム化され、現場の教職員が児童・生徒に向かって「エネルギー資源も枯渇する。原発はCO₂を排出しないので、地球温暖化対策の日本の目標値6%に貢献できる」などと口々に教え込むことを余儀なくされます。

それをしない教員は法律違反教員として扱われるでしょう。そして、いま全国的に普及しつつある教員の評価制度をバックに、管理強化体制が強まるこ

とは避けられません。

チェルノブイリ原発事故の放出放射能による膨大な死者や、美浜原発3号炉事故で11人の死傷者を出した関西電力が配管の肉厚管理を放置していた問題、直下地震に耐えられない原発、死の灰の処理処分ができないなどの問題を扱うことは許されないでしょう。真実と正義を教える教員は違法教員として冷遇されるのです。

「真理と正義を愛」さず、「個人の価値を尊」ばない「国家及び社会の形成者」とは・・・戦前への回帰？

改正案の基本的な問題点はやはり第1条の、「教育の目的」に如実に示されています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として**必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない**（改正案第1条）

一方、現行法は以下のとおり記しています。

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、**真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない**（現行法第1条）

現行法は、「真理と正義を愛」するなど、国民に必要な資質を具体的に明記し、そういった「国民の育成を期」すると宣言しています。ときの権力者の意思とは独立した「真理」、権力者による不当・不正な支配を批判する「正義」----- これら人類にとって普遍的な、確固とした「真理」と「正義」を愛する国民を「国家及び社会の形成者として」育成することが教育の最大の目的として掲げられているのです。その背景はどこにあったのでしょうか。

戦後まもなく現在の教育基本法を制定するに当たり、その構想を当時の帝国議会で発表した田中耕太郎文相は、教育勅語を念頭に、教育の目的に

ついて次のように述べています。国家主義的乃至極端な国家主義的教育の目的が法令中に明示されている以上は、民主主義的教育の樹立に邁進しつつある国家として全然これを黙過することができないのは当然である。従って教育基本法は従来の誤った教育目的を廃止し、これに代るに正しいものを以てしたことに於いて意義を有する。」(『教育基本法の制定』学陽書房1977年)

政府の教育刷新委員会(文化人、教育者など約50人で構成)が1946年11月29日に提出した『教育基本法案要綱案』では次のように「前文」を記しています。教育は、真理の開明と人格の完成を期して行われなければならない。従来、わが国の教育は、ややもすればこの自覚と反省とにかけるところがありとくに真の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、徳育が形式に流れ、教育は自主性を失い、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至った。この誤りを是正するためには教育を根本的に刷新しなければならない」

このような認識に基づいて、現在の教育基本法が制定されたのです。改正案は、このような歴史的経緯を踏みにじり、軍国主義へ突き進んだ過ちを再び繰り返さないための「教育」、憲法の理想を実現するための「教育」の位置づけを取り払おうとしているのです。しかも、一見して非常にわかりにくい形で行おうとしているのです。つまり、「国家及び社会の形成者として必要な資質」が現行法では「教育の目的」として明確に定められていますが、改正案では何も明記されていません。これでは、「必要な資質」が後から権力者に都合よく定められ、強調される可能性があります。

改正案では、第1条の「教育の目的」を実現するための「教育の目標」を第2条で定め、「真理を求め、個人価値を尊重して」「正義と責任を重んずる」などを挙げていますが、すべて「態度を養う」という達成目標にすぎません。「真理と正義を愛する」という教育を貫く観点としての規定ではありません。それは複数ある目標のうちの一つの目標にすぎず、達成すべき目標の重点は政権によって自由にかえられます。改正案では「教育の目標」の一つとして新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という目標が導入されていますが、これが最重要目標とされ、「真理と正義」より

優先されることもあり得るのです。

教育は「お国のため」、個人のためじゃない
「個人の尊厳」も国のため

現行法(1947年3月31日交付施行)の前文冒頭では、侵略戦争を引き起こした「国家主義」とそれが至上とした「教育勅語」を否定するために次のように述べています。(1948年6月19日には衆参両院の教育勅語排除・失効等の決議)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

戦前・戦中において国家が「富国強兵」のために個人＝国民に生活と生命の供出を押しつけたことを反省しているのです。

教育基本法の立法に携わった当事者の意思を明らかにした「教育基本法の解説」(1947年12月25日発行、国立書院、辻田力、田中二郎監修、教育法令研究会著)は次のように述べています。

「本法は、教育勅語に代わるような教育宣言的な意味と、教育法の中における基本法すなわち教育憲法的な意味とをかね有するものといえることができよう。」教育宣言というのは、教育の理念なり大方針なりを国民の代表者が定め、国民の名において宣言し、国民自らのものとして自主的にこれに則って教育を行っていくものである。」

「真理と正義」とともに「個人の尊厳」を教育の目的から外すことも、今回の改正案の大きな目的の一つです。国家主義への反省から「個人の尊厳」を第一義的に位置づけた戦後日本の価値体系を否定し、個人が国家に従属する体制に転換させようというのです。改正案でも、前文で「日本国憲法の精神にのっとり」と謳われていますが、条文では「個人の

尊厳」を教育の目的から後退させ、骨抜きの状態にし、国家主義的価値観を復活させようとしています。これは憲法違反だと言えます。「教育における憲法」=「教育基本法」をまず改悪して、それに合わせて「憲法」という本丸を落とそうというのでしょうか。

教員は法律に従え

ツベコベ言う教員は「法に従わない者」?

現行法の第10条(教育行政)は、国や自治体による教育への不当な支配を禁じています

現行法第10条(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

この条項は、全国で民主的な教育に積極的に取り組んでいる教職員の法的なあるいは精神的な拠り所となってきましたが、改正案第16条では「不当な支配に服することなく」を残しながら、巧妙に書き換えられ、みごとに反対の意味へ転換させようとしています。次のように……

改正案第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

「不当な支配に服することなく」が残って良かった良かったとホッとしていると大変です。

「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」という条文が削られ、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」が付け加えられています。現行法の観点からみれば、教育は、政権を握った政府の政策を推進するために行われるべきものではなく、「真理と正義」に基づいて、主権者たる「国民全体」に責任を負って行われるべきものです。それを改正案では、「真理と正義」に基づくのではなく、「政権与党と政府が国会で定めた法律」に従って教育するように義務づけようというのです。法律に定められた内容を

教育するのが義務になれば、それが「真理と正義」に反していても従わざるを得なくなります。法律で定められればそれを教育現場に押しつけることはもはや「不当な支配」ではなくなるのです。

たとえば、原子力・エネルギー教育支援事業は現在、自治体からの申請があれば交付金を出す形で実施されていますが、改正案が通ると、申請していない自治体の学校現場でも、法律の定めに従って、原子力・エネルギー教育の推進が求められるでしょう。具体的には、エネルギー政策基本法に定められた「エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努める」との条項に従うよう指導されるでしょう。また、エネルギー政策基本法で策定・実施が義務づけられている「エネルギー基本計画」に基づき、原子力・エネルギー教育の実施が具体的に求められるでしょう。それが、教員の評価につながる恐れもあるのです。

しかも、現行法では、教育行政による不当な支配を防ぐため、国や自治体の教育行政を「必要な諸条件の整備確立」に限っていますが、改正案では、この制限を取り払い、国と自治体が「適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に」行うよう求めています。つまり、教育行政による、法律を根拠にした「支配」が公然と行われるようになるのです。

国会答弁で小泉首相「(改正案では)教員は法令に基づき職務上の責務として指導を行う」

現に、教育基本法改正案の国家審議が始まった5月16日にはさっそく、小泉首相が社民党の保坂議員の愛国心の表現での追及を受け、本音を次のように吐露しています。

歴史的、文化的共同体としてのわが国を愛することだ。時々政府や内閣などを愛するという趣旨ではない。教育上の目標として規定しており、児童や生徒の内心に立ち入って強制するのではない。教育勅語の復活を意図するものではない。教員は法令に基づき職務上の責務として指導を行うもので、思想・良心の自由の侵害になるとは考えていない。」

小坂文科相も後半部と同様の答弁をしており、政府の統一見解と言えます。

首相は法令に基づく指導が、教員の「責務」だとしており、教育においては法律遵守が重要で拘束的なものという本音の見解をのぞかせたのです。

現行法の第10条は国民の意思の尊重・直結を示す

現行の10条では「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と、戦後の教育の進むべき方向を明確に言い切っています。これについて「教育基本法の解説」では、次のように記しています。

更に、地方教育行政は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導せられてきたのである。このような教育行政が行われるところには、はつらつたる生命をもつ、自由自治的な教育が生まれることは極めて困難であった。」

さらに、「直接に責任を負って行われるべき」についてはこう解説しています。「直接にというのは、国民の意思と教育とが直結しているということである。国民の意思と教育との間にいかなる意志も介入してはならないのである。この国民の意思が教育と直結するためには、現実的な一般政治上の意志とは別に国民の教育に対する意志が表明され、それが教育の上に反映するような組織が立てられる必要があると思う。このような組織として現在米国において行われている教育委員会制度は、わが国においてもこれを採用する価値があると思われるのである。」「責任を負う」というのは、「教育が国民から信託されたものであり、教育は国民全体の意志に基づいて行われなければならないのであって、それに反する教育は排斥されなければならないということ。」

改正案では、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という重要な文言が削られたため、「不当な支配に服することなく」の意味があいまいにされているのです。

教育委員会の公選選挙は1948年、1950年、1952年の3回行われましたが、1956年の乱闘国会で教育委員任命制に無理矢理変質されたのです。むしろ教育基本法の精神は戦後、政府・与党が一貫して破壊し、教育や社会を混乱させてきたのです。その付けを教育基本法「改正」で正当化しようとしています。

そこで彼らが思いついたのが「憲法も法なり」の名言。国旗国歌法の制定後、全国の学校現場で卒業式等での抵抗が弱体化したように、法律で教職員をしばればあとはたやすいことに気が付いたのです。

道徳の指導要領でうたわれている愛国心教育を貫徹させようと、文部科学省が全国の小学校、中学校の全生徒に配布した「心のノート」も、あまり活用されていませんが、活用されることが義務化されるでしょう。侵略戦争を正当化し、平和カレンダーや原爆の教材など平和教育についても形骸化されるでしょう。

国を愛するも愛さないも、「国を愛する行動」を法律・政令・指導要領などに書いておけばあとは、「国を愛する行動」を具体的にチェックするだけ。不合格者は法令違反で処分できるので、その心理的圧力は甚大なもの。

教職員などはそのように教育の関連法に従うべきものという体制を改正案16条に書いたのです。

現に、小坂文科相は5月19日の記者会見で「愛国心」の指導状況について、「適切な指導が行われている状況を把握する何らかの方法はとっていく。道徳や何かを通じ指導が行われているかどうか。指導のあり方について確認作業は考えたい」と述べています。これは「新」教育基本法や他の関連法規に基づいた、監視体制の整備を念頭に置いたもので、極めて危険な発言です。

教育基本法改正案に反対し、

原子力教育の推進をやめさせましょう

私たちは原子力・エネルギー教育支援事業の導入に反対し、交付金制度の廃止を求めてきました。教育基本法が改悪されれば、このような反対運動そのものができなくなります。原子力の危険性を原爆の危険性と合わせて教育することができなくなります。チェルノブイリの惨状を教育現場で教えることは法律違反として取り締まれることになってしまいます。これまで「真理と正義」の重要性を教えてきた私たちの教育は一体何だったのでしょうか。

労働運動、市民運動、人権運動、平和運動、公害反対運動、環境保護運動などあらゆる運動と力を合わせて、教育基本法の改悪に反対しましょう。